

ビール・発泡酒・新ジャンル 商品の酒税に関する要望書

平成26年8月

ビール酒造組合

ホームページ <http://www.brewers.or.jp>

会長代表理事 **尾賀 真城**

会員会社 サッポロビール株式会社
サントリー酒類株式会社
アサヒビール株式会社
麒麟ビール株式会社
オリオンビール株式会社

発泡酒の税制を考える会

ホームページ <http://www.happoshu.com>

会 長 **尾賀 真城**

会員会社 サッポロビール株式会社
サントリー酒類株式会社
アサヒビール株式会社
麒麟ビール株式会社
オリオンビール株式会社

酒税に関する要望事項

ビール・発泡酒・新ジャンル商品は、国内の他の酒類と比較して極めて高率・高額な酒税が課せられています。

また、国際的に見ても、非常に高額な負担となっています。

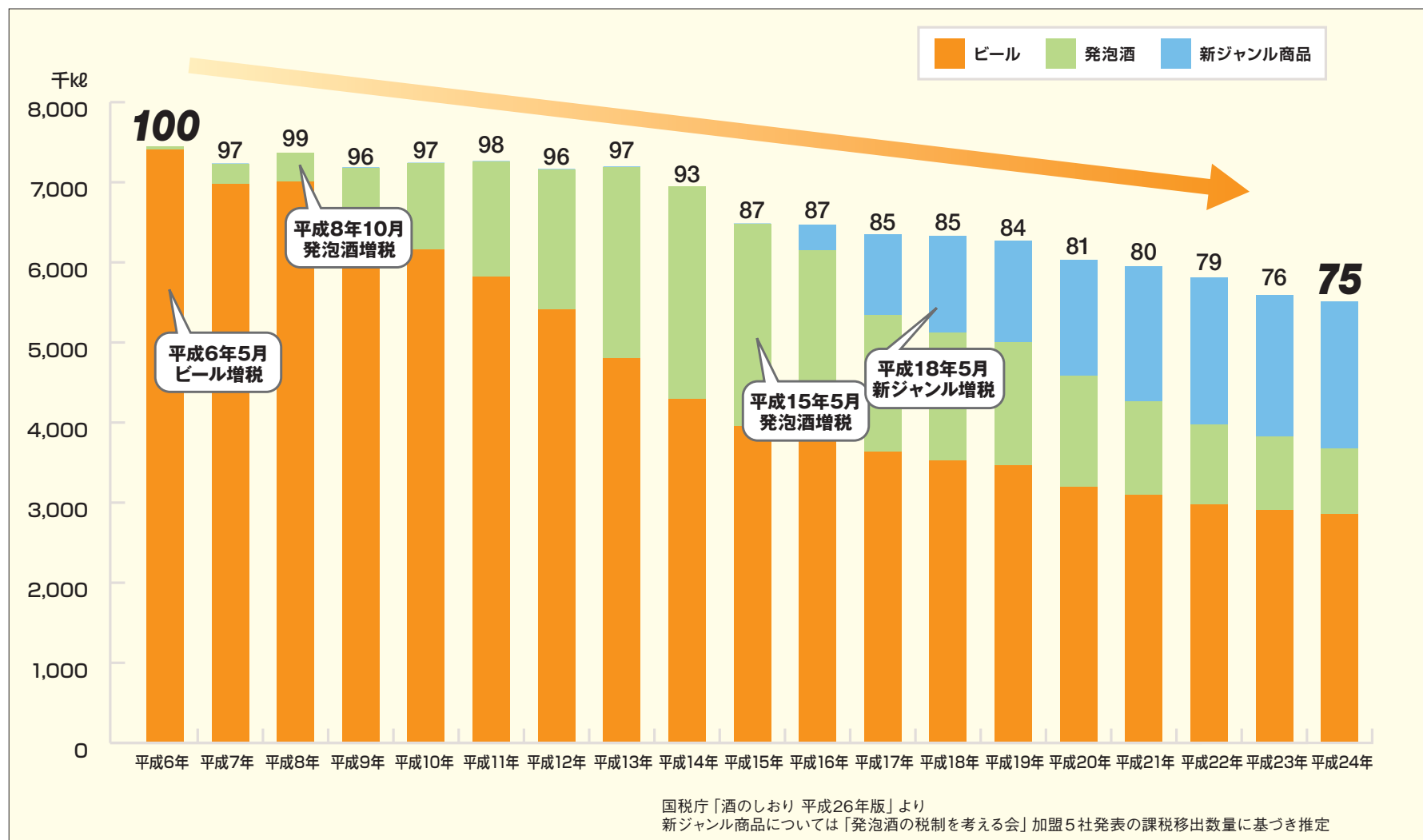
さらに消費税率が本年4月に8%となり、来年10月には10%への引上げが予定されており、愛飲者の税負担はますます重いものとなります。

私たちは、ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税の大幅な減税を強く要望します。

ビール・発泡酒・新ジャンル商品の市場推移

ビール・発泡酒・新ジャンル商品トータルの市場は年々減少傾向にあり、平成24年のトータルの市場は、平成6年のピーク時の3/4にまで減少しています。

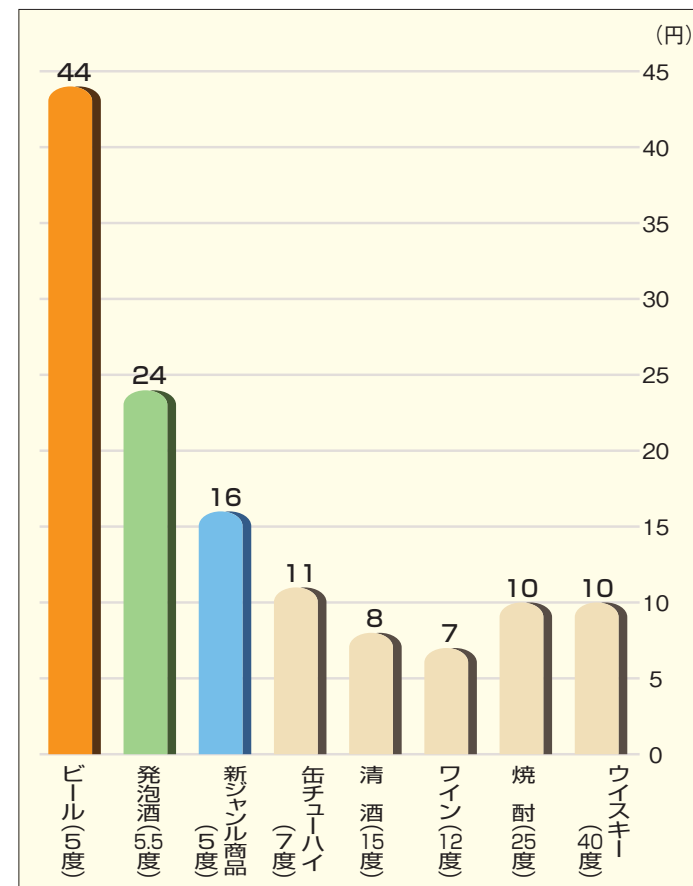
平成6年の総市場を100とした場合の市場の推移



ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税の現状

酒税の税率

区 分	税率(円) [1ℓあたり]	アルコール分 1度あたり加算額(円)	一般的な アルコール度数(度)	酒税額 1度1ℓあたり(円)
発泡性酒類	220,000	—	—	—
ビール	220,000	—	5	44
発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)	178,125	—	5.5	32
発泡酒(麦芽比率25%未満)	134,250	—	5.5	24
その他発泡性酒類(新ジャンル商品)	80,000	—	5	16
その他発泡性酒類(缶チューハイ)	80,000	—	7	11
醸造酒類	140,000	—	—	—
清酒	120,000	—	15	8
果実酒	80,000	—	12	7
蒸留酒類(20度)	200,000	10,000	—	—
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ(37度)	370,000	10,000	40	10
焼酎(20度)	200,000	10,000	25	10
混成酒類(20度)	220,000	11,000	—	—
合成清酒	100,000	—	15	7
みりん等	20,000	—	14	1
甘味果実酒・リキュール(12度)	120,000	10,000	12	10



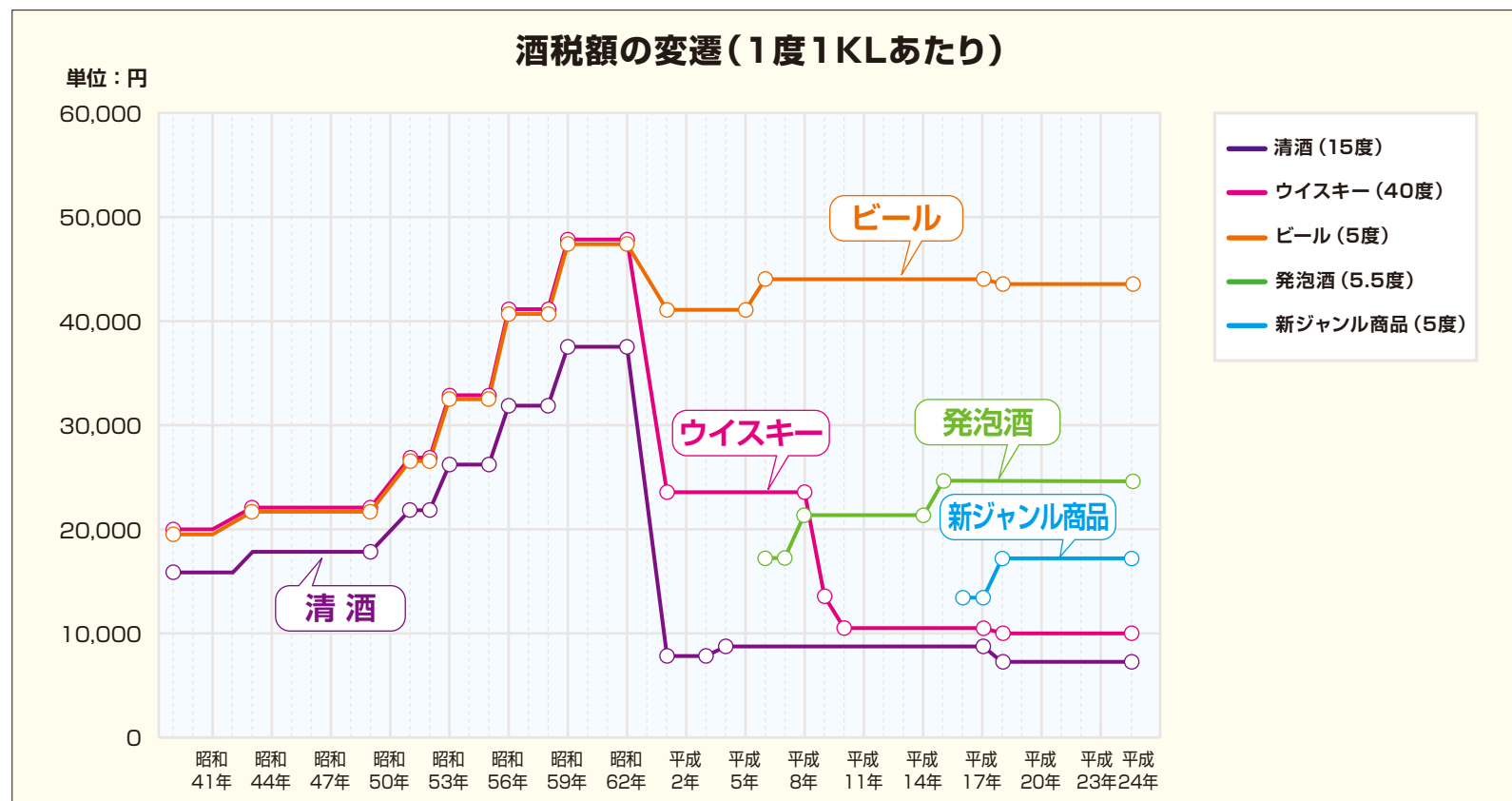
資料：国税庁「酒のしおり平成26年版」より

「ビール」「発泡酒」「新ジャンル商品」の酒税は、他の酒類と比較して、極めて高くなっています。アルコール分1度1リットルあたりの酒税額を比較すると酒類間の不公平が明白であり、特にビールは他の酒類の4倍以上と群を抜いて高額です。

酒税改正の経緯

平成元年(1989年)に消費税制度が導入され、乗用車・貴金属・電化製品などの奢侈品への個別間接税は段階的に廃止されました。酒税においては従価税や級別制度の廃止により、実質清酒、ウイスキーは大幅な減税が行われました。しかしながら、ビールは消費税程度の減税は行われましたが、租税収入の確保のために、たばこ税、揮発油税とともに例外的に高い税率のまま残されました。

平成9年(1997年)、平成26年(2014年)の消費税引き上げ時には、ビール類酒税の減税は行われておりません。酒税・消費税による税負担は、さらに高まり今日に至っています。



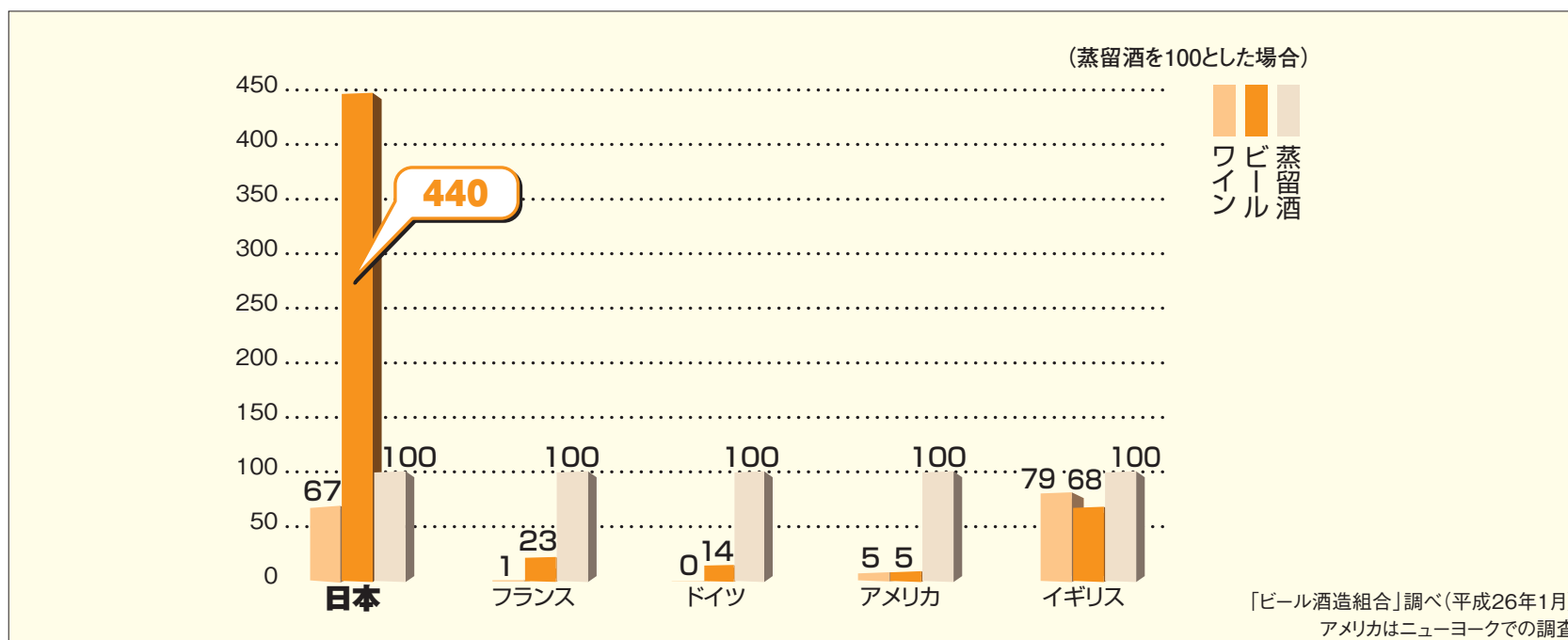
諸外国のビール・ワイン・蒸留酒の酒税額との比較

日本のビールの酒税額は国際的に比較して極めて高くなっています。

醸造酒であるビールに対して、アルコール分1度あたりで、蒸留酒に比べ高い酒税を課しているのは、主要諸国の中で日本だけです。

※欧米ではおおむね、蒸留酒には高い税率、醸造酒であるビールやワインには低い税率が標準となっています。

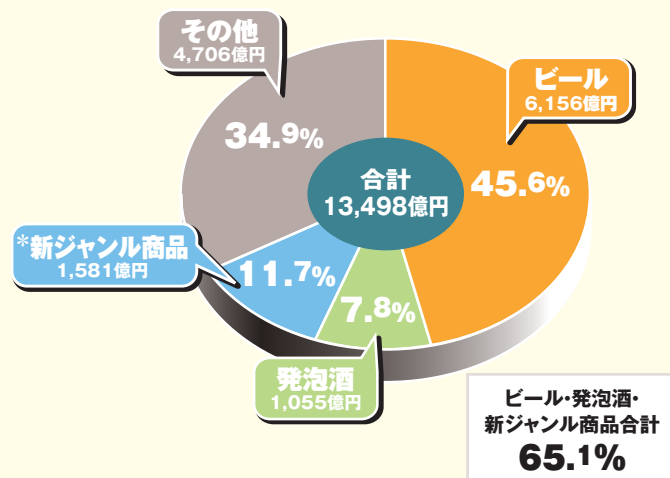
主要諸国におけるアルコール分1度あたりの酒税額指数



先進国における酒税の国税（直接税+間接税）に占める割合

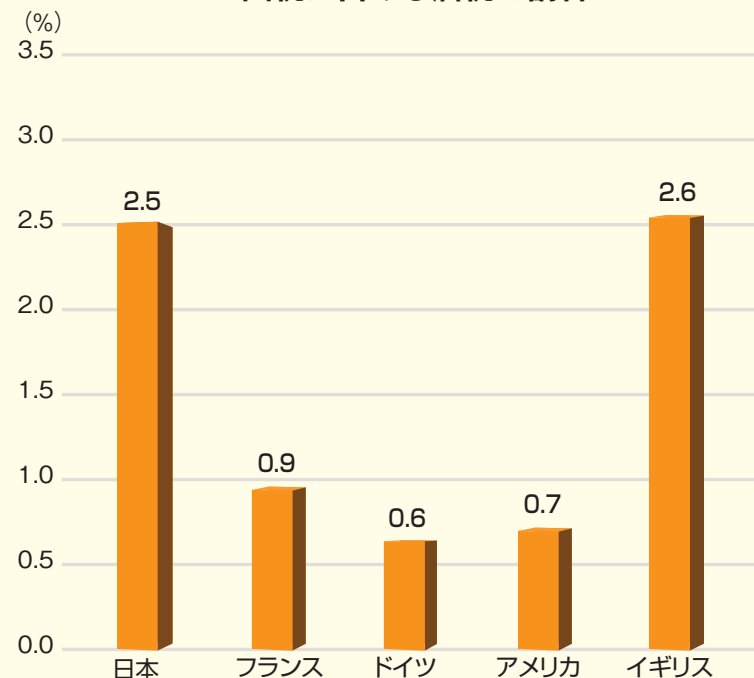
- 日本の酒税総額の約7割はビール・発泡酒・新ジャンル商品が占めます。
- ビール・発泡酒・新ジャンル商品の酒税を高額・高率で維持してきた結果、酒税の国税に占める割合は、日本は、イギリスとならび先進諸国の中で著しく高比率となっていることがわかります。

酒税額に占めるビール・発泡酒・新ジャンル商品の構成比



国税庁「酒のしおり 平成26年版」より
新ジャンル商品については「発泡酒の税制を考える会」加盟5社発表の課税移出数量に基づき推定

国税に占める酒税の割合



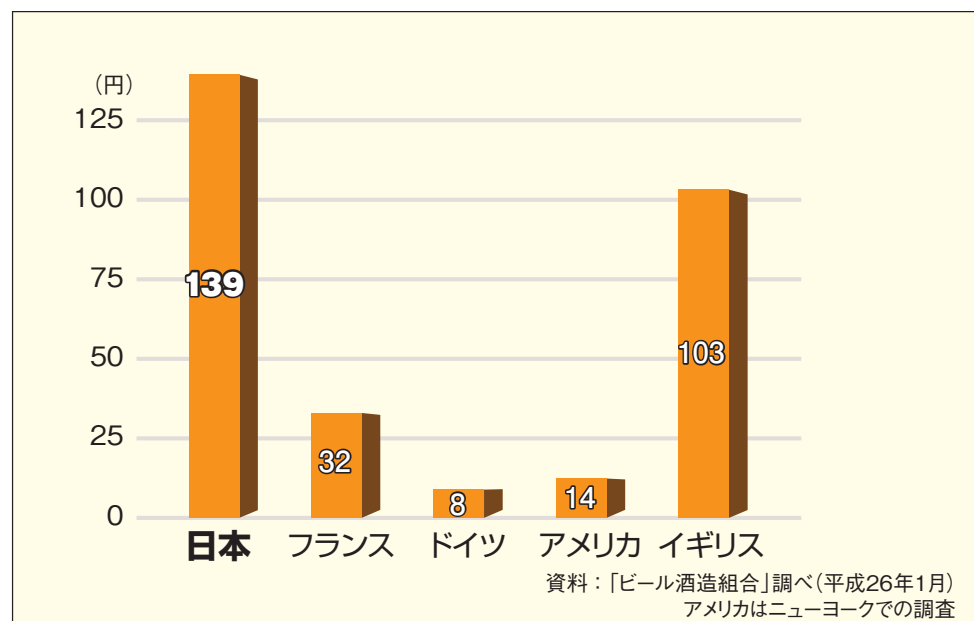
税制参考資料集(平成26年度)
フランスのみフランス財務省資料(2012年)

ビール酒税 諸外国との比較

日本のビールの酒税額は国際的に比較して極めて高くなっています。
ドイツの17倍、アメリカの10倍となっています。
日本のビールの小売価格に占める酒税の負担は、国際的に見ても、非常に高率かつ高額です。

大瓶1本(633ml)あたりに占める酒税負担額

※各国は大瓶1本(633ml)あたりに換算した酒税額



邦貨換算は、1ユーロ138.33円、1ドル101.66円、1ポンド170.07円(平成26年5月末時点のTTMLレートによる)。

消費税が10%に引き上げられた場合の税負担額・税負担率

■税負担額

2015年に消費税が10%に引き上げられた場合、ビール・発泡酒・新ジャンル商品の愛飲者にとって、5%の時とくらべ、約1,300億円の負担増となり、愛飲者の税負担はますます重いものになります。

酒税+消費税5%
税負担 10,076億円

酒税+消費税10%
税負担 11,358億円



消費税の算出:

平成24年度の課税数量をビール(大瓶)、発泡酒(350ml缶)、新ジャンル商品(350ml缶)にて換算し、その小売価格*から消費税額を試算。

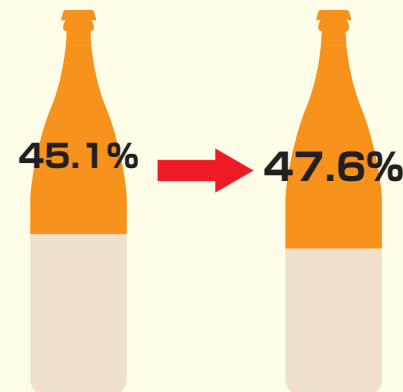
*コンビニエンスストアにおける代表的な小売価格

	酒税額	消費税5%	消費税10%
ビール	6,156億円	709億円	1,417億円
発泡酒	1,055億円	180億円	359億円
新ジャンル商品	1,581億円	395億円	790億円
合計	8,792億円	1,284億円	2,566億円

■税負担率

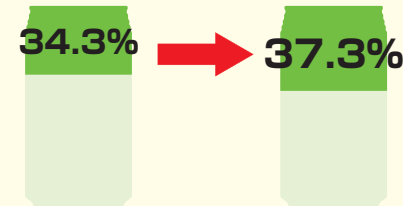
●ビールの場合(大瓶633mlあたり)

消費税5% 消費税10%



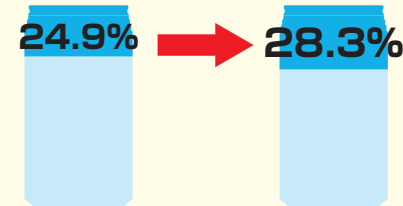
●発泡酒の場合(350ml缶あたり)

消費税5% 消費税10%



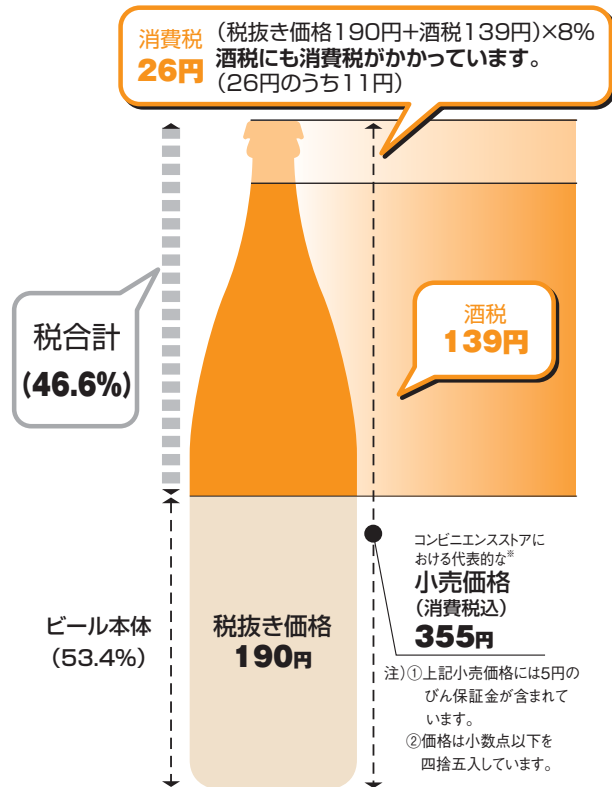
●新ジャンル商品の場合(350ml缶あたり)

消費税5% 消費税10%

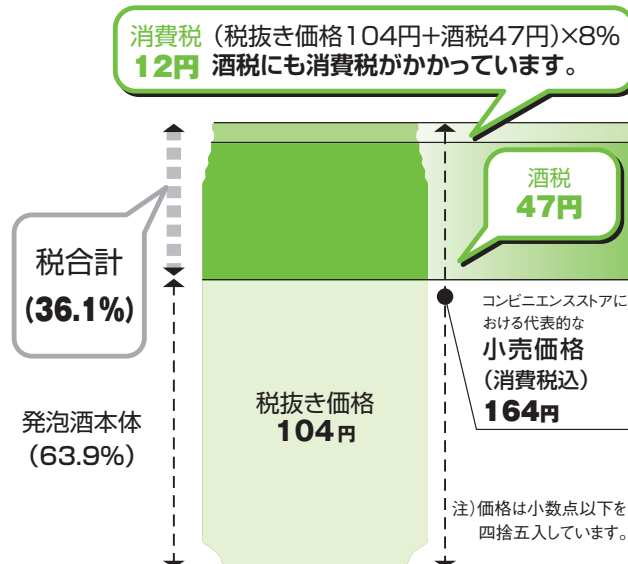


小売価格に占める酒税、消費税

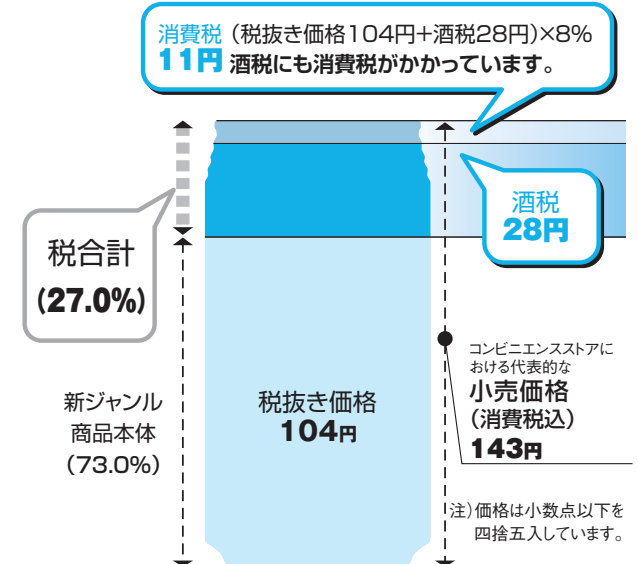
ビール大瓶(633ml)あたりの税負担



発泡酒350ml缶あたりの税負担

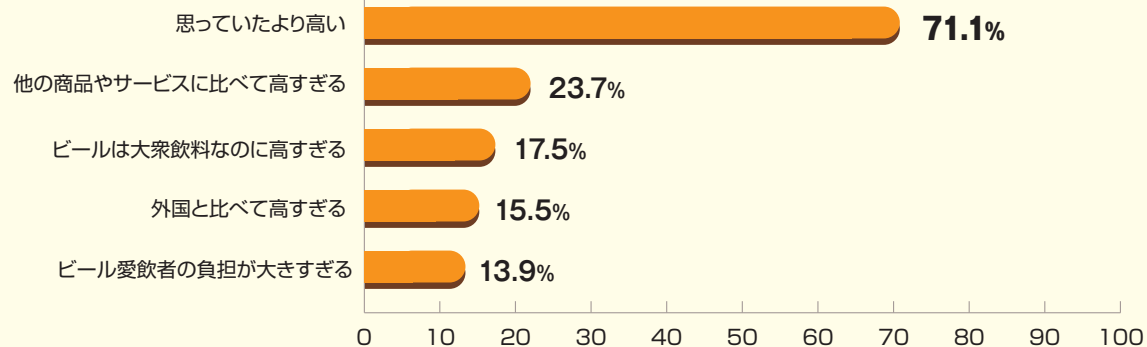


新ジャンル商品350ml缶あたりの税負担

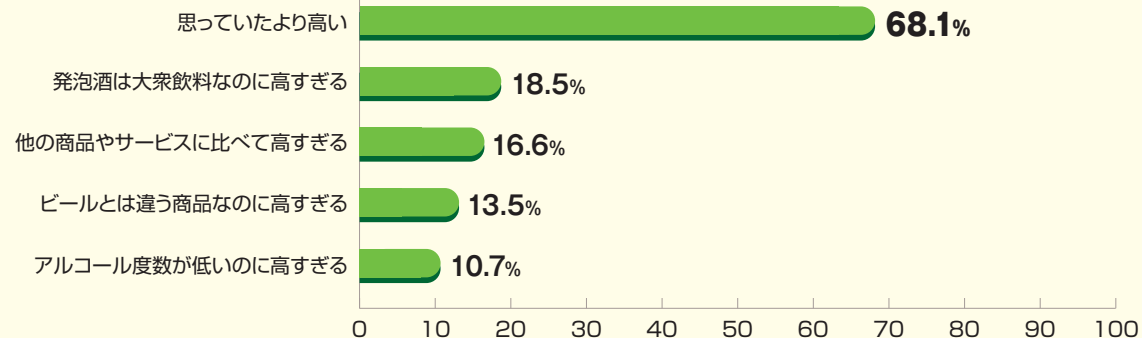


消費者の皆様の声

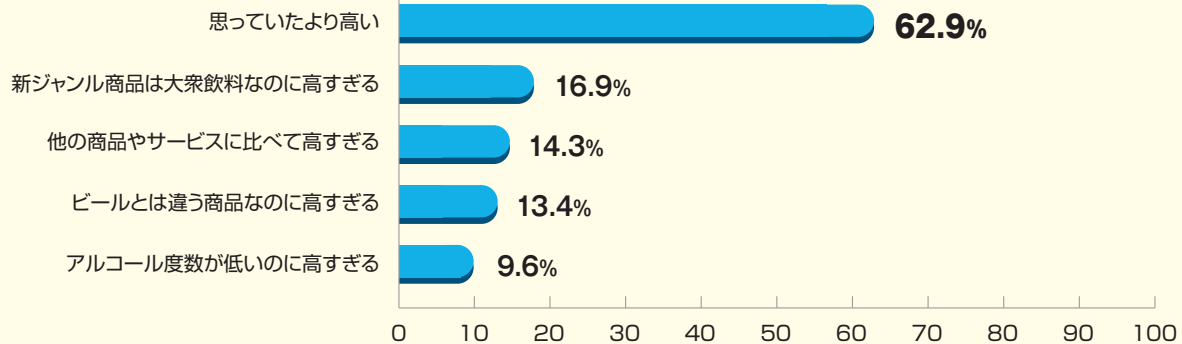
ビール



発泡酒



新ジャンル



参考1

「ビール」「発泡酒」「新ジャンル」商品とは？

ビール

発泡酒

新ジャンル

酒税法上の分類	ビール	発泡酒	その他の醸造酒 (発泡性)	リキュール (発泡性)
アルコール度数	5% 前後	5% 前後	5% 前後	5% 前後
350ml 缶の 店頭価格(※)	221 円	164 円	143 円	143 円
原料・製法	麦芽・ホップ・水、および副原料(米・とうもろこし等)を発酵させたもの。 (麦芽比率は2/3以上)	麦芽または麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの。	糖類・ホップ・水、および大豆・えんどう・とうもろこし等を原料として発酵させたもの。	麦芽比率50%未満の発泡酒にスピリッツを加えたものでエキス分が2%以上のもの。
酒税額	220,000円/kl 77円/350ml	134,250円/kl 47円/350ml *麦芽比率25%未満のもの	80,000円/kl 28円/350ml	80,000円/kl 28円/350ml

(※) コンビニエンスストアにおける標準的な小売価格

参考2 加盟各社の代表的な製品

	サッポロビール	サントリー	アサヒビール	麒麟ビール	オリオンビール
ビール	 <p>サッポロ生ビール黒ラベル</p>	 <p>サントリーザ・プレミアムモルツ</p>	 <p>アサヒスーパードライ</p>	 <p>麒麟一番搾り(生)</p>	 <p>オリオンドラフト</p>
発泡酒	 <p>サッポロ極ZERO</p>		 <p>アサヒスタイルフリー</p>	 <p>麒麟淡麗(生)</p>	 <p>麦職人</p>
新ジャンル商品	 <p>サッポロ麦とホップ The gold</p>	 <p>金麦</p>	 <p>クリアアサヒ</p>	 <p>のどこし(生)</p>	 <p>サザンスター</p>



ビール大びんの46.6%^{*}は税金です。

※コンビニエンスストアにおける代表的な小売価格(355円)にしろる酒税及び消費税の比率。

 高いと思う、ビールの税金。
ビール酒造組合

飲酒は20歳を過ぎてから。

3缶飲んだら



1缶税金。

安いと思っていた発泡酒も36.1%^{*}が税金です。

※コンビニエンスストアにおける350ml缶の代表的な小売価格(164円)にしろる酒税及び消費税の比率。

高いと思う、発泡酒の税金。
発泡酒の税制を考える会

飲酒は20歳を過ぎてから。